

■姫路駅北にぎわい交流広場ご利用の流れ■

① 使用申込み (仮予約)



② 事前確認



③ 申請書の提出 使用料のお支払い



- ① 希望する使用日、イベント概要、空き状況等について相談・確認の上、使用申込み（仮予約）をしていただきます。（仮予約は、電話でも可能です。）

※使用開始日の3か月前よりお申し込み可能です。

- ② 姫路駅北にぎわい交流広場使用規約の「3 使用上の注意点」を特によく読み、注意点を確認した上で、隣接商業施設等との連絡調整、関係法令の遵守が必要な場合には、使用者側で必要な手続きを行うとともに、にぎわい交流広場使用の使用に関する企画書を作成してください。また、搬入・搬出経路やエレベーター使用の有無等について確認事項があれば最終確認をいたします。

- ③ 申請に必要な書類（※）に必要な事項を記入の上、使用開始日の10日前までに提出してください。10日前までに提出がない場合は、使用申込み（仮予約）を取り消します。

また、使用料についても使用開始日の10日前までに『にぎわい交流広場ステーション』にお支払ください。

※口座振込をされる場合、振込手数料は申請者でご負担ください。

ステーションで請求書、領収書を発行及び交付します。口座振込の場合は、請求書のみ発行します。振込時のご利用明細表が領収書となりますので、無くさないよう保管してください。

次ページへ

④ 内容の審査



※申請に必要な書類

ホームページからダウンロードできます。

「姫路駅北にぎわい交流広場使用許可申請書」

「にぎわい交流広場使用に関する企画書」

「使用に関する誓約書」

「暴力団排除に関する誓約書・役員一覧表」

「姫路駅北にぎわい交流広場貸出備品使用申込書」

使用料減免理由に該当する場合

「姫路駅北にぎわい交流広場使用料減免申請書」

「共催承認書の写し」等必要書類

その他必要に応じ

「関係機関への各種届出書の写し」

⑤ イベント当日

- ⑤ イベント当日開始前に、にぎわい交流広場ステーションで使用許可書を交付します。
使用期間中は常に携帯してください。